

令和4年 第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月)

午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(38人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 9番 武村一夫 10番 中山克己

11番 池本 彰 12番 新田 孝 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司

17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 37番 池田和道

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(8人)

農業委員 4番 小田明美 8番 岡田耕平 13番 長鉾忠明 16番 綱島孝晴

推進委員 33番 三村訓弘 36番 池田琢壘 42番 井上 達 43番 入澤靖昭

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第43号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第14号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第7 報告第15号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転届出について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史

磯田美智子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんお待たせしました。皆さんおはようございます。
それでは、ただいまから令和4年7月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
今年是非常に早い梅雨明けという発表がありましたけど、それも5月ぐらいから雨が非常に少なかったということで、そういうふうな渇水対策ということで各地域で大変だろうというふうに思います。旭川水系は非常に困っているということでございます。災害にならない程度の雨を期待したいというふうに思います。
昨日はまた、国のほうでは参議院の選挙がありました。今回いろいろなことがありましたが、新しい議員の方がほとんど選ばれたというところでございます。農政関係、農業関係におきましても非常に問題が多く山積されているというふうに現在は思います。全世界的にですけど、食料のほうの安全保障ということで、日本は非常に自給率が低いということで、この対策をかなり進めていかんと非常に苦労するんではないかというふうに思います。転作のほうも、米がこういう状況の中で何をするかというところで非常に大きな問題もございまして。転作の補助金のほうも5年たったら廃止するとか、いろんなことも出ておりますので、そこらがどういうふうに今後展開されていくのか興味があるというふうに思います。また、資材のほうが非常に高騰しております。このままではなかなか経営のほう成り立っていかんのではないかとこのところで非常に心配しているところでございます。
いろんな問題がございまして、我々も農業委員として役割がありますので、しっかりとそこら辺を考えて今後対策をしていかなければならないというふうに思います。
先日視察研修ということで農業委員さん、農業委員会のほうで上勝町のほうに行っていたいただきました。私のほうも行く予定でしたが急なことで行けなくなりまして、それを残念に思っております。多分中山間の山の中のところだろうというふうに思います。全国的にも名が知れた、ドラマ等にもなった非常に有名なところでありますけど、その独自の対策ということでいろいろと展開されているというところでございます。非常に困難なところでも、やり方によってはやれるというようないい事例だろうというふうに思います。真庭市のほうでもいいところは取り入れて、今後頑張っていかなければならないというふうに思います。
それでは、7月総会を開会したいと思っております。よろしく願いします。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、総会に入ります前に本日の欠席委員さん4名からご連絡をいただいております。4番委員、8番委員、13番委員、16番委員でございます。よって、ただいまの出席委員は19名中15名で定足数に達しておりますので、7月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、14番委員、15番委員を指名いたします。

日程2、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。1件取り下げがありましたので5件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合の譲渡人が、贈与により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田5筆6, 184㎡、畑1筆1, 166㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

申請条項第3条の番号1ですけど、7月1日の日に譲受人のご自宅に伺い、詳しい内容をお聞きいたしました。先ほど事務局から説明がありましたように、譲渡人、譲受人は親子であります。先月までは体調がよかったです。一月ぐらい前から譲渡人のほうが体調が悪くなり、早めに生前贈与の手続がしたいというような趣旨で説明を受けました。実際には譲受人のほうがもう十何年前から譲受人とその息子さんと農業のほうに取り組んでいたようでございます。次、譲受人の耕作状況のほうですけど、譲受人は兼業農家であり、先ほど説明しましたが息子さんと一緒に農業に従事しております。農機具のほうもトラクター、田植機、コンバイン、もみすり機と全て所有しております。申請農地取得の後も農作業に従事することと認め

られます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆1, 005㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号2番につきまして、去る7月9日に申請人と譲受人立会いの下、現地確認を行いました。譲渡人には電話で確認を行いました。権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、譲渡人のご主人が数年前に亡くなり、今後所有している農地を管理できる親族もいないことから管理できる方を探していたところ、このたび譲受人との売買の話がまとまり申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、農作業は主に譲受人が行っており、一部委託している作業もありますが、現在所有している農地は全て耕作を行っており、農機具も近隣に住んでいるいとこの方と共同でトラクター、田植機、コンバイン等を所有しております。申請地取得後も問題なく農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、贈与により、久世の譲受人に、申請農地、田2筆1, 326㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 番号3について説明いたします。

7月1日、譲受人と面談を行いました。譲受人と譲渡人は昔からの知人同士です。譲渡人は既に生活基盤を赤磐市山陽町に移しており、所有している農地の引受手を探しておりましたところ、昔からの知人である譲受人と再会し、譲受人との間に売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は兼業農家で、妻、息子夫婦と共に農業に従事しています。労働力的には問題はなく、所有する農機具は軽トラ、ユンボ、トラクター、管理機です。申請農地取得後も必要な農作業

に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願
いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4については取下げとなりましたので、番号5について事務局よ
り説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、勝山の譲受人に、申請
農地、田1筆330㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議
方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願い
いたします。

35番推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号5について説明します。

去る7月3日、譲受人と現地調査を行いました。譲渡人とは電話で確認しました。
譲渡人は今年家を売却し、岡山へ引っ越し、田も管理できなく、現状は防草シート
を敷いていました。譲渡人と譲受人は近所で、譲受人の田と隣のため、話がまとま
りました。譲受人の耕作状況は、田んぼ3反、畑5畝を耕作し、農機具はトラクタ
ー、管理機等を所有しています。本人、妻とも60歳代で問題ないと思います。ご
審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、美甘の譲受人に、
申請農地、畑1筆219㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご
審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願い
いたします。

37番推進委員 議長。

議 長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

番号6の案件について説明させていただきます。

7月6日に自宅に行きまして、譲受人さんに話をお聞きいたしました。この案件に
つきましては、譲渡人は兵庫県で生活をしておりまして、今後美甘に帰ることはほ
とんどなく、住宅及び農地を処分したいと親戚等に相談しておりましたが、このた
び親戚にあたります譲受人との売買が成立いたしました。譲受人は4人家族で農業
兼会社員で兼業農家であります。管理に必要な機械等は整備されておりまして何
も問題ないと思います。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願

いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

20番推進委員 すみません。

議 長

はい、どうぞ。

20番推進委員

20番推進委員ですけども、2番のこの備考のところですけど、3筆合計で [REDACTED] 円。田面としたらちょっと高いと思うんですが、何か特別なことがあったりするんですか。

事務局主事

特に特別な理由等は伺っておらず、この3筆合計で [REDACTED] 円というふうに伺っております。

20番推進委員

分かりました。

議 長

よろしいですか。

20番推進委員

普通の田んぼだったらそんなにしないと思うんですけど、宅地になっとんかなと。まあ、よろしいです。

議 長

すみません、調査された方は何か聞いておられますか。

9番委員

本人さんにも譲受人の方にもお聞きしたんですけども、こういうことだということなんで、ご理解いただきたいということで、現状作られてるとこなんで問題ないかとは思いますが。よろしく審議方お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長 議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議
いただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（落合）は、現在の駐車場が手狭となったため、田1筆296㎡を、露天駐
車場にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可
を得ないまま一部を既に整備しており、今後このようなことがないよう反省し、顛
末書が添付されております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用
に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添
付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地
周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願い
いたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 議案の1番について説明いたします。

確認は、令和4年7月1日に行いました。申請人は、農業及び■■■■の会社を営
んでおります。現在、従業員の車を道路を挟んで東側の知人宅の横の空き地に駐車し
ておりました。そのことにより早急に改善を考えていて、倉庫北の横の水田を露天
駐車場として申請するものです。申請地の位置などにつきましては、■■■■
■■■■西南50mぐらいに位置し、■■■■沿いにあります。周囲の状況に
つきましては、東は道路、西は水田、南は倉庫、北は住宅となっております。周辺
農地への影響につきましては、申請地は露天駐車場なので近隣の農地に通風、日照
等、支障をきたすことはありません。その他指摘事項もありません。

以上であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

番号2は追認案件でございます。

申請人（勝山）は、農業を営んでいますが、高齢となり、山際の農地を管理するこ
とが困難となってきたことから、申請地、畑1筆1,177㎡を植林し、山林とし
て利用するため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可
を得ないまま整備しており、今後このようなことがないよう反省し、顛末書が添付
されています。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、苗木購
入費■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、
被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございませ

ん。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号2について説明します。

去る7月2日、申請人と現地確認を行いました。申請場所は三方の山で囲まれ、日照時間が短く、また年齢も84歳になり農作業が困難になりました。食べるだけは家の近くに8畝あり問題ないとのことでした。現地を確認したところ、40年前に申請人の父親がヒノキを10本植え、申請人も3年前10本程度を植えておりました。そして、今年、杉、ヒノキを約80本植樹していました。申請地の位置は、■■■■北方向で県道より約200m。周辺の状況は、東、西、北が山で南は畑です。周辺農地への影響は、畑の所有者には了解をもらっています。問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをご覧ください。

番号3でございます。

申請人(川上)は、酪農業を営んでいますが、このたび事業を規模拡大するにあたり、牛舎、堆肥舎、進入路、ロール等の資材置場が必要となったことから、申請地、畑6筆、合計6,842㎡を、農業用施設用地として利用するため、転用申請するものです。農地区分は、農振農用地と判断されます。なお、平成30年に農用地から農業用施設用地への区分変更を済ませております。転用に伴う費用は、建物施設費■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして報告申し上げます。

申請人は酪農を営んでおりますが、拡張する余地がなく、新設することにしたものでありまして、現地は■■■■より東へ約1キロのところで、周囲は転作を含む田であり、転用によるほかの田の農地への影響もないと思ひれますので審議方

よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在借家に住んでいますが、子供の誕生に伴い将来的なことを考え、申請地、田1筆299㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため、〇〇円、土地造成〇〇〇〇円、建物施設〇〇〇〇〇〇円。資金の内訳として、自己資金〇〇〇〇〇〇円、借入金〇〇〇〇〇〇〇〇円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員

議長、30番推進委員です。

議長

はい、30番推進委員。

30番推進委員

1番の案件について説明いたします。

現地確認日は、令和4年7月1日です。使用借人と使用貸人は親子の関係です。使用借人は結婚を機に市内のアパートで暮らしていましたが、子供の出産、成長に伴い手狭となり、何とかしなければならないと考えていました。そこで、親子で話し合い親の家の隣の水田を借り受け、自己住宅を建設するものです。申請地の位置につきましては、[]地内、[]の真西に位置しています。周囲の状況につきましては、東は水田、西は道路、南も水田、北は親の住宅であります。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますけれども、一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障をきたすことはないと思われれます。また、近隣の住民及び水利組合にも住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、建築業を営んでおり、現在申請地南側の土地を資材置場として利用していますが、手狭となったため、申請地、田1筆1, 935㎡と畑1筆212㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]円、土地造成[]円。資金の内訳として、自己資金[]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号2について現地調査の報告をいたします。

調査日は6月30日、農地の処分を依頼されていた不動産事業者の職員の方立会いの下、行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人は実家の農地など土地家屋を相続されておりますが、農業をするつもりはなく、不動産業者に土地家屋一切の処分を依頼されているということです。このたび当該農地のすぐ近くの建築業者と譲渡しの話がまとまり、露天の資材置場として利用するため申請を行うものです。申請地の位置等ですけれども、申請農地は[]の南約100mの[]と[]に挟まれた場所にあります。周囲の状況ですが、東、北側が河川、西が道路、南側が店舗及び資材置場となっております。申請地は山間、山あいであり、隣接した農地もないため、全く影響はありません。その他指摘事項もありません。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、電気工事業を営んでおり、このたび中国電力の鉄塔増設工事に伴い、申請地、田3筆、合計1,519㎡を、賃借人（湯原の2名及び岡山県）から借り受け、露天資材置場及び荷吊場に使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、許可後から令和4年11月19日となっております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

本件につきましては、7月3日に賃借人2名と会い、もう一筆の県用地につきましては電話で聞き取り調査、そして当日現地確認を行いました。賃借人は電気工事業を営んでおり、中電の鉄塔の増設工事に伴い、申請地を露天資材置場として、先ほど事務局からも説明がありましたが、許可後、令和4年11月19日まで一時転用をするものです。申請地の位置等ですが、■■■■地内、■■■■から河川を挟んで約150m東側、山林沿いに位置します。周囲の状況ですが、東、山林、西、田、南、山林、北、河川。周辺農地への影響ですが、西側に田がありますが、資材置場ですので日照、通風等に影響を及ぼすことはございません。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか、よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第43号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第43号について、7ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年7月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全78筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第14号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程7、報告第15号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 15ページをお開きください。

報告第14号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第15号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の5件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長 報告第14号、報告第15号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします、ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局から。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で7月総会を閉会したいと思います。次回8月総会は8月10日水曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時40分 閉会)